

# 定 款

一般社団法人 YOMIGAERIプロジェクト

# 一般社団法人 YOMIGAERIプロジェクト 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人YOMIGAERIプロジェクトと称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県沼津市に置く。

(目的及び事業)

第3条 この法人は、刑務所等矯正施設出所者（更生保護事業法第2条2項各号に掲げるものをいう。以下「出所者・出院者等」という。）に対して、就労・教育・宿泊の3つの支援を行い、出所者・出院者等に円滑な社会復帰を達成させることで、安全・安心な地域社会の実現を図り「再犯のない社会へ」寄与する事を目的とする。

2 この法人は、前項の目的を達成するため、次に掲げる種類の事業活動を行う。

1. 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、並びに豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
2. コミュニケーション能力向上に関する教育事業
3. 人材育成のための職業能力の開発及び向上を図るための教育活動及びその事業
4. 人材育成のための教材の制作、販売
5. 人材育成のための指導、助言及び教育事業
6. 社会復帰促進を図る「出所者・出院者等相談窓口」の運営事業
7. 出所者・出院者等の雇用に協力する意思を有する事業者（以下、「雇用協力事業者」という。）の増加を図る事業
8. 雇用協力事業者に出所者・出院者等の就労の受入れを要請するなどして、出所者・出院者等の求人の情報を把握し、必要に応じてそれをハローワークに伝達する事業
9. 社会復帰に必要な宿泊施設「自立準備ホーム」の運営事業
10. 就職に必要となる資格等の取得を目的とした教室の運営事業
11. 社会的困窮者の社会復帰後の支援事業
12. 犯罪予防・再犯防止・非行防止を図るための世論の啓発、広報事業及び教育事業
13. 雇用協力事業者並びに出所者・出院者等の就労支援活動に従事する者に対する相談、研修、指導及び顕彰事業
14. その他上記の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 この法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方

法により行う。

## 第2章 社員及び賛助会員

### (法人の構成員)

第5条 この法人は、社員及び賛助会員をもって構成する。

- 2 社員は、この法人の目的に賛同して入社した者とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 3 賛助会員は、この法人の目的に賛同し事業を賛助するため入社した個人又は団体とする。

### (社員及びは賛助会員の資格取得・社員名簿)

第6条 この法人の社員又は賛助会員になろうとする者は、この法人所定の様式により入会申込をし、代表理事の承認を受けなくてはならない。

- 2 この法人は、前項による承認を受け社員又は賛助会員になったものの氏名又は名称及び住所を記録した名簿「社員・賛助会員名簿」を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。
- 3 この「社員・賛助会員名簿」をもって一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。

### (会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員又は賛助会員になった時及び毎年、総会において別に定める金額の会費を支払う義務を負う。本条の会費は、社員においては一般法人法第27条に規定する経費とする。

### (任意退社)

第8条 社員及び賛助会員は、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

### (除名)

第9条 社員又は賛助会員がこの法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をし、又は社員若しくは賛助会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な理由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員又は賛助会員を除名することができる。

### (社員又は賛助会員の資格喪失)

第10条 社員又は賛助会員が各号いずれかに該当するに至った場合には、その資格を喪失する。

- 1 退会したとき

2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき
3. 死亡又は解散したとき
4. 第7条の支払い義務を2年間履行しなかったとき
5. 総社員の同意があったとき
6. 除名されたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 社員又は賛助会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

### 第3章 社員総会

(開催)

第12条 この法人の定時社員総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。  
2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第15条 社員は各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

### 第4章 役員

(理事の員数)

第18条 この法人の理事の員数は、3名以内とする。

(選任)

第19条 理事は社員総会の決議によって社員の中から選任する。

- 2 この法人に理事が2人以上いるときは、理事の互選により内1名を代表理事として選任するものとする。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

(解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第24条 当法人は、事業目的を達成するために基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の搬出者の権利)

第25条 搬出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第26条 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を、代表清算人において別に定めるものとする。

## 第6章 計算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第28条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

## 第7章 附 則

(設立時社員の住所及び氏名)

第29条 この法人の設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりである。

静岡県沼津市大岡989番地の6 藤巻 豊  
静岡県駿東郡長泉町上土狩635番地の2 原 充史

(設立時理事)

第30条 この法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 静岡県沼津市大岡989番地の6 藤巻 豊

(最初の事業年度)

第31条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和5年1月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第32条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところとする。

以上、一般社団法人YOMIGAERIプロジェクト設立に際し、設立時社員藤巻豊他1名の定款作成代理人である司法書士三輪美明は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和 4年 1月25日

一般社団法人YOMIGAERIプロジェクト

設立時社員 藤 巻 豊

設立時社員 原 充 史

上記設立時社員の定款作成代理人

静岡県沼津市市場町8番15号

司法書士三輪美明

(登録番号 静岡第530号)

